

証券先物取引等に関する省令（昭和六十年大蔵省令第五十号）

改正案	現行
<p>(証券先物取引等の取引資格を与えることができる金融機関の業務)</p> <p>第一条の二 法第百七条の二第一項に規定する大蔵省令で定める業務は、法第六十五条の二第一項の登録に係る法第二条第八項第一号に掲げる行為を行う業務とする。</p>	<p>(証券先物取引等の取引資格を与えることができる金融機関の業務)</p> <p>第一条の二 法第百七条の二第一項に規定する大蔵省令で定める業務は、法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条第二項第一号の認可に係る業務（当該認可に係る業務の範囲が限定されているものを除く。）とする。</p> <p>(取引証拠金の代用有価証券)</p> <p>第二条 法第百八条の三第一項に規定する取引証拠金の全部又は一部が同条第二項の規定により有価証券をもって代用される場合におけるその代用価格は、証券取引所が法第八十五条の二の規定に基づく大蔵大臣の認可（以下この条において「大蔵大臣の認可」という。）を得て定める基準日の時価（市場相場のあるものについては、その最終価格。市場相場のないものについては、その最終の気配相場。）に株券（端株券を含む。）については百分の七十、その他の有価証券については証券取引所が大蔵大臣の認可を得て定める率を乗じた額を超えない額とする。</p> <p>(委託証拠金の預託を受けない場合)</p> <p>第二条の二 法第百三十二条第一項に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める場合とする。</p>
<p>(取引証拠金の預託を受けない取引)</p> <p>第二条 法第百八条の三第一項に規定する大蔵大臣の定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める場合のものとする。</p>	<p>次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める場合とする。</p>

一 有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引（以下「証券先物取引」という。） 先物銘柄（証券先物取引において取引されるもののうち取引対象（証券取引所が、有価証券の売買等のため大蔵大臣の承認を受けて上場した当該取引に係る有価証券、有価証券指数又はオプションをいう。以下同じ。）及び取引最終日を同一とするもの。ただし、二以上の証券取引所において取引されている場合には、それぞれの証券取引所が法第八十五条の二第二項の規定に基づく大蔵大臣の認可（以下「大蔵大臣の認可」という。）を得て定めるものとする。）  
ことに、買建玉（取引の決済が未了である買付け（有価証券指数等先物取引にあつては、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場となる取引をいう。）の約定に係る数量をいう。以下同じ。）と売建玉（取引の決済が未了である売付け（有価証券指数等先物取引にあつては、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場となる取引をいう。）の約定に係る数量をいう。以下同じ。）が同量である場合  
二 有価証券オプション取引 オプション銘柄（有価証券オプション取引において取引されるもののうち、取引対象、取引最終日、オプションの種類（オプションの行使をした者が当該行使により成立する取引において売主（法第二十五条第二号に規定する取引にあつては、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者をいう。）としての地位を取得するか買主（法第二十五条第二号に規定する取引にあつては、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の

一 有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引（以下「証券先物取引」という。） 先物銘柄（証券先物取引において取引されるもののうち取引対象（証券取引所が、有価証券の売買取引等のため大蔵大臣の承認を受けて上場した当該取引に係る有価証券、有価証券指数又はオプションをいう。以下同じ。）及び取引最終日を同一とするもの。ただし、二以上の証券取引所において取引されている場合には、それぞれの証券取引所が法第八十五条の二の規定に基づく大蔵大臣の認可を得て定めるものとする。次条において同じ。）  
ことに、買建玉（取引の決済が未了である買付けの約定に係る数量をいう。以下同じ。）と売建玉（取引の決済が未了である売付けの約定に係る数量をいう。以下同じ。）が同量である場合。

二 有価証券オプション取引 オプション銘柄（有価証券オプション取引において取引されるもののうち、取引対象、取引最終日、オプションの種類（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買取引において売主としての地位を取得するか買主としての地位を取得するかをいう。）及び権利行使価格（当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る価格又は有価証券指数をいう。）を同一とするものをいう。ただし、二以上の証券取引所において取引されている場合には、それぞれの証券取引所が法第八十五

当事者をいう。)としての地位を取得するかの別をいう。)及び権利行使価格(当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る価格又は有価証券指数をいう。)を同一とするものをいう。ただし、二以上の証券取引所において取引されている場合には、それぞれの証券取引所が大蔵大臣の認可を得て定めるものとする。(ことに、売建玉と買建玉が同量である場合又は買建玉が売建玉を上回る場合)

(取引証拠金の預託方法)

第三条 証券取引所は、法第百八条の三第一項の規定に基づき委託者(同項第二号に規定する委託者をいう。以下同じ。)、取次者(同号に規定する取次者をいう。以下同じ。)又は申込者(同項第四号に規定する申込者をいう。以下同じ。)から取引証拠金の預託を受けるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けなければならない。

- 一 法第百八条の三第一項第二号又は第三号に規定する場合 証券先物取引等を受託した会員
- 二 法第百八条の三第一項第四号に規定する場合 証券先物取引等に係る取次者及び当該証券先物取引等を受託した会員

条の二の規定に基づく大蔵大臣の認可を得て定めるものとする。次条において同じ。)ことに、売建玉と買建玉が同量である場合又は買建玉が売建玉を上回る場合

(委託証拠金の額)

第三条 法第百三十二条第二項に規定する大蔵大臣が定める委託証拠金の額は、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める方法により算出した額とする。

- 一 証券先物取引 先物銘柄ごとに、次の式によつて計算した額。

$$X = A \cdot B \cdot C \cdot D$$

この式において、X、A、B、C、Dは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- X 証券先物取引に係る委託証拠金の額
- A 先物銘柄ごとに計算した買建玉と売建玉の二つの数量のうち大きいものから小さいものを差し引いて得た数量
- B 第一標本内の先物変動幅のうち、当該先物変動幅以下のもの個数が当該第一標本内の先物変動幅の個数の百分の九五以上となる先物変動幅のうち最小の先物変動幅
- C 当該先物銘柄に係る取引単位(国債証券及び外国国債証券については、取引単位の百分の一に相当する額とする。)

「 D 取引日から起算して委託証拠金の預託を行う日までの日数」  
二 有価証券オプション取引 オプション銘柄ごとに、次の式によって計算した額。

$$X = A(B \cdot C \cdot D + E)$$

この式において、X、A、B、C、D、Eは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- X 有価証券オプション取引に係る委託証拠金の額
- A オプション銘柄ごとに計算した買建玉と売建玉の二つの数量のうち大きいものから小さいものを差し引いて得た数量（売建玉が買建玉より大きい場合に限る。）
- B 第二標本内のオプション変動幅のうち、当該オプション変動幅以下のものの個数が当該第二標本内のオプション変動幅の個数の百分の九十五以上となるオプション変動幅のうち最小のオプション変動幅。
- C 当該オプション銘柄に係る取引単位（国債証券については、取引単位の百分の一に相当する額とする。）
- D 取引日から起算して委託証拠金の預託を行う日までの日数
- E 当該オプション銘柄一取引単位に係るオプションの対価の額

2 第一項第一号に規定する先物変動幅とは、当該取引と取引対象を同一とする、一営業日における中心先物銘柄（取引対象を同一とする先物銘柄のうち一営業日において最も売買高の多いもの又はそれに準じるもの）であって、当該営業日における中心的な先物銘柄と認められるものをい

う。以下この条において同じ。）の当該営業日における基準価格（市場相場のあるものについては最終指数又は最終価格、市場相場のないものについてはその最終の気配相場、市場相場及び気配相場がない場合には証券取引所が法第八十五条の二の規定に基づく大蔵大臣の認可を得て定める方法により算出した価格をいう。以下この条において同じ。）とその前営業日における基準価格の二つのうち大きいものから小さいものを差し引いて得た数値とする。

3 | 第一項第一号に規定する第一標本とは、取引日の属する月の前々月以前における直近の基準月（二月、五月、八月及び十一月をいう。）の末日（指定日という。以下この条において同じ。）の一年前の日の翌日から指定日までの間におけるすべての営業日における先物変動幅の集合とする。

4 | 第一項第二号に規定するオプション変動幅とは、当該取引と取引対象を同一とする一営業日における中心先物銘柄（取引対象を同一とする証券先物取引がないものについては、証券取引所が法第八十五条の二の規定に基づく大蔵大臣の認可を得て定めるものとする。）の当該営業日における基準価格とその前営業日における基準価格の二つの数値のうち大きいものから小さいものを差し引いて得た数値とする。

5 | 第一項第二号に規定する第二標本とは、指定日の一年前の日の翌日から指定日までの間におけるすべての営業日におけるオプション変動幅の集合とする。

第四条 取次者は、法第百八条の三第二項の規定により、申込者をして取次証拠金を預託させるときは、当該申込者から、自己に対して当該取次証拠金を預託させることについての書面による同意を得なければならぬ。

(委託証拠金の預託に係る顧客の同意等)

第五条 会員は、法第百八条の三第三項の規定により、委託者、取次者又は申込者をして委託証拠金を預託させるときは、当該委託者、取次者又は申込者から、自己に対して当該委託証拠金を預託させることについての書面による同意を得なければならない。

2 会員は、法第百八条の三第三項の規定により、申込者をして委託証拠金を預託させるときは、当該申込者の取次者を代理人として当該委託証拠金の預託を受けなければならない。

(証券取引所における取引証拠金の分別管理)

第六条 証券取引所は、法第百八条の三第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次の各号に掲げる区分ごとかつ会員ごとに、自己の固有財産その他の取引証拠金以外の財産と分別して管理しなければならない。

一 法第百八条の三第一項第一号に掲げる場合のうち会員が自己の計算において証券先物取引等を行うときに、同項の規定に基づき当該会員から預託を受けた取引証拠金

二 法第百八条の三第一項第一号に掲げる場合のうち会員が受託した証

券先物取引等を同条第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行うときに、同条第一項の規定に基づき当該会員から預託を受けた取引証拠金

三 法第八十条の三第一項第二号又は第四号に掲げる場合に、同項の規定に基づき委託者又は申込者から預託を受けた取引証拠金

四 法第八十条の三第一項第三号に掲げる場合に、同項の規定に基づき取次者から預託を受けた取引証拠金

2 | 証券取引所は、法第八十条の三第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除くほか、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。

一 銀行への預金（取引証拠金であることがその名義により明らかでないに限る。）

二 信託会社又は信託業務を営む銀行への金銭信託（信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、取引証拠金であることがその名義により明らかでないに限る。）

3 | 証券取引所は、法第八十条の三第四項の規定に基づき代用有価証券（同条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券をいう。以下同じ。）を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該代用有価証券を管理しなければならない。

一 証券取引所が保管することにより管理する有価証券（混蔵して保管される有価証券を除く。次号において同じ。） 代用有価証券の保管

場所については自己の固有財産である有価証券その他の代用有価証券以外の有価証券（以下「固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該代用有価証券についてどの会員から又はどの会員を通じ預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 証券取引所が第三者をして保管させることにより管理する有価証券  
当該第三者をして、代用有価証券の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該代用有価証券についてどの会員から又はどの会員を通じ預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

三 証券取引所が保管することにより管理する有価証券（混蔵して保管される有価証券に限る。次号において同じ。） 代用有価証券の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員から又は各会員を通じ預託を受けた代用有価証券に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四 証券取引所が第三者をして保管させることにより管理する有価証券  
当該第三者をして、代用有価証券を預託する者のための口座については証券取引所の自己の口座と区分する等の方法により、代用有価証券に係る持分が直ちに判別でき、かつ、各会員から又は各会員を通じ預託を受けた代用有価証券に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

五 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利 第三者を



して、代用有価証券を会員から又は会員を通じ預託を受けた有価証券として明確に管理させ、かつ、当該管理状況が自己の帳簿により直ちに把握できる状態で管理する方法

(取引証拠金等の代用有価証券)

第七条 法第百八条の三第一項の取引証拠金、同条第二項の取次証拠金及び同条第三項の委託証拠金の全部又は一部が同条第五項の規定により有価証券をもって代用される場合におけるその代用価格は、証券取引所が大蔵大臣の認可を得て定める基準日の時価に株券(端株券を含む。)については百分の七十、その他の有価証券については証券取引所が大蔵大臣の認可を得て定める率を乗じた額を超えない額とする。

(取引証拠金上の他の会員及び証券取引所の優先権の範囲)

第八条 法第百八条の三第六項に規定する大蔵省令で定めるものは、第六条第一項第一号に定めるものとする。

(委託証拠金の代用有価証券)

第四条 法第百三十二条第一項に規定する委託証拠金の全部又は一部が同条第三項の規定により有価証券をもって代用される場合におけるその代用価格は、預託する日の前日の時価(市場相場のあるものについては、その最終価格。市場相場のないものについては、その最終の気配相場。)に株券(端株券を含む。)については百分の七十、その他の有価証券については証券取引所が法第百八十五条の二の規定に基づく大蔵大臣の認可を得て定める率を乗じた額を超えない額とする。